

使用済燃料の構内運搬の方法等について

- 大洗研究所（南地区）原子炉施設保安規定では、周辺監視区域内運搬について、以下の方法等を定めている。
 - ＞ 運搬計画を作成する（原子炉主任技術者：同意／部長：承認）。
 - ＞ 臨界防止、転倒等防止、危険物との混載防止等の措置を講じる。
 - ＞ 管理区域外へ搬出する際には、表面密度及び線量当量率が基準を満足することを確認する。
 - ＞ 運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が発生した場合には、付近の交通をしゃ断する等の必要な応急措置を講じるとともに、直ちに通報する。

- 「常陽」では、運搬容器：1台を保有している。最大8体の使用済燃料等を収納し運搬することができる。運搬時にあつては、運搬容器内部に冷却水を充填する。崩壊熱は、冷却水を介して、運搬容器外面（フィン有）から、自然空気冷却される。なお、使用済燃料等は、缶詰缶に封入された状態で取り扱われる。

- 運搬容器では、総発熱量4.8kWを設計条件としている。第一使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備及び第二使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備に貯蔵される使用済燃料は、原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備等で1年以上冷却貯蔵されたものとしていることから、当該運搬容器には、1年以上冷却された使用済燃料が収納される。使用済燃料の崩壊熱は、MK-IV炉心において、0.6kWを下回るため、最大8体の使用済燃料を収納した場合にあつても、総発熱量は4.8kWを下回る。